

別表六の二（三十） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の2第2項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の2の2第2項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の2の3第2項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の2第2項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の2の2第2項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の2の3第2項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「事業の内容、適用を受ける資産の所在地等2」の記載に当たっては、次によります。

(1) 連結法人が震災特例法第25条の2第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、その適用を受ける資産の所在地及び東日本大震災復興特別

区域法第4条第2項第4号イ（復興推進計画の認定）に規定する復興産業集積区域又は同号ロに規定する復興居住区域のうちその適用に係る区域の区分を記載します。

(2) 連結法人が震災特例法第25条の2の2第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容並びにその適用を受ける資産の所在地及び同条第1項の表の各号のいずれに該当するかを記載します。なお、その記載した区分が同表の第1号である場合には、福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまで（定義）に掲げる指示の全てが解除された日を併せて記載します。

(3) 連結法人が震災特例法第25条の2の3第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、その適用を受ける資産の所在地、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。

3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。